

重要事項説明書

ご利用者名 _____ 様

医療法人秀明会 だいかく病院

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）重要事項説明書

当事業所は居宅療養管理指導サービスを提供いたします。契約を締結するにあたり、事業所の概要やサービス内容等、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 秀明会 だいかく病院
代表者氏名	理事長 大角 崇史
事業所所在地	住所：大分県大分市下郡山の手2番18号 電話：097-569-8860 FAX：097-568-1991

2 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

事業者名称	医療法人 秀明会 だいかく病院
介護保険指定 事業者番号	4410118659
事業所所在地	住所：大分県大分市下郡山の手2番18号
連絡先 管理者 相談窓口	電話：097-569-8860 FAX：097-568-1991 理事長 大角 崇史 だいかく病院 地域連携室

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援・要介護状態にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師・歯科医師・管理栄養士・歯科衛生士が居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境などを把握し、居宅介護支援業者（ケアマネジャー）に居宅サービス計画などに必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言・実地指導を行い、利用者の療養生活の向上を図ることを目的とする。
-------	--

運 営 の 方 針	・ 関係市町村、地域の保険・医療福祉サービス事業者と綿密な連携に努めます。 ・ 医療法・介護保険法を遵守し利用者及び家族に対し、理解しやすいよう指導・助言を行います。
-----------	--

4 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（日曜日等事業所の休診日以外）
営 業 時 間	9：00～17：30

5 サービス提供可能な日と時間帯

営 業 日	月曜日～土曜日（日曜日等事業所の休診日以外）
営 業 時 間	9：00～17：30

6 事業所の職員体制

医 師	常勤 3 名以上
歯科医師	常勤 1 名以上
歯科衛生士	常勤 1 名以上
管理栄養士	常勤 1 名以上

7 提供するサービス内容及び費用について

医 師	・ 通院が困難な利用者又はその家族に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定に必要な情報提供や医療行為でなく、療養生活の指導・助言を行います。 ・ 文書等により指導・助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。
-----	--

歯科医師	・通院が困難な利用者又はその家族に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定に必要な情報提供や医療行為でなく、療養生活の指導・助言を行います。 ・文書等により指導・助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。
管理栄養士	・通院が困難な利用者又はその家族に対して、医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問して、厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認め、作成された栄養ケア計画をその利用者又はその家族に対して交付するとともに、当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養相談又は助言を30分以上行い、利用者の栄養ケアの向上等に努めます。又、その実地した内容を診療録に記録し、医師へ報告し場合により、医師と共同で栄養ケア計画書の修正等を共同で行います。
歯科衛生士	・通院が困難な利用者又はその家族に対して、訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、その利用者又はその家族の同意及び訪問診療（訪問歯科）に基づき作成された管理指導計画（歯科医師共同）を交付するとともに、その管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を1体1で20分以上行い、利用者の口腔機能の向上等に努めます。又、その実地した内容を記録し、歯科医師へ報告し場合により、歯科医師と共同で管理指導計画書の修正等を共同で行います。

(1) 居宅療養管理指導業者の禁止行為

居宅療養管理指導業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、食品、飲食の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者などの生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・その他利用者又は家族などに対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について
 ＜令和 6 年 6 月～＞

サービスの種類			金 額
医 師	居宅療養管理指導費（Ⅰ） （Ⅱ以外の場合） （月に 2 回まで限度 1 回の金額）	① 単一建物居住者が 1 人	5150 円
		② 単一建物居住者が 2～9 人	4870 円
		上記①及び②以外の場合	4460 円
	居宅療養管理指導費（Ⅱ） 在宅時医学総合管理料または特定施設入居 時等医学総合管理料を算定する場合 （月に 2 回まで限度 1 回の金額）	① 単一建物居住者が 1 人	2990 円
		② 単一建物居住者が 2～9 人	2870 円
		上記①及び②以外の場合	2600 円
歯 科 医 師	居宅療養管理指導費 （月に 2 回まで限度 1 回の金額）	① 単一建物居住者が 1 人	5170 円
		② 単一建物居住者が 2～9 人	4870 円
		上記①及び②以外の場合	4410 円
管 理 栄 養 士	居宅療養管理指導費 （月に 2 回まで限度 1 回の金額）	① 単一建物居住者が 1 人	5450 円
		② 単一建物居住者が 2～9 人	4870 円
		上記①及び②以外の場合	4440 円
歯 科 衛 生 士	居宅療養管理指導費 （月に 4 回まで限度 1 回の金額）	① 単一建物居住者が 1 人	3620 円
		② 単一建物居住者が 2～9 人	3260 円
		上記①及び②以外の場合	2950 円

★ 負担割合（1～3割）に応じた費用を頂きます

(3) 利用料の請求及び支払方法について

【利用料の請求】

ア 利用料利用者負担額をサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。

イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてに郵送するか、持参します。

【支払方法】

ア 利用者・家族が指定する口座からの引き落とし

イ 病院窓口での支払い

ウ 当院が指定する口座への振込

8 サービスの提供にあたって

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止などのために、必要な措置を講じます。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。

(2) 苦情解決体制を整備しています。

10 秘密の保持と個人情報保護について

利用者のためのサービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整、並びに医療機関の受診等において、個人情報の使用を必要とする場合があります。個人情報を使用する場合は、下記の条件のもとに利用者及び利用者の代理人（ご家族や後見人等）の同意を得るものとします。

法令に基づき事業者（法人）が行うべき義務として明記されているもの等	
1	利用者への介護サービス向上のための個別施設サービス計画書にかかわる諸会議
2	他の医療機関（紹介元・紹介先）との医師との協議
3	利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答等
4	医療機関、福祉事業者、介護サービス事業者、行政機関及び保険者、その他社会福祉団体等と、それに係わる関係職種との連絡調整のため
5	事故が発生した場合の市町村・県への連絡
6	利用者等からの苦情に関して市町村等が行う調査への協力
7	利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関等への連絡等
8	損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
9	上記各号に係わらず、その他サービス提供で必要な場合及び、緊急を要するときの連絡等の場合
任意に事業者（法人）が行うもの	
1	介護保険施設等において行われる学生等の実習・研修への協力
2	介護保険施設等において行われるボランティアへの協力
情報提供事業者名等	
1	居宅支援事業者
2	医療機関
3	行政機関
4	その他関係機関及びそれに係わる関係職種
使用にあたっての条件	
1	個人の情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。また、利用者とのサービス利用に係わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。
2	個人の情報を使用した会議の内容、経過について記録し、請求があれば開示すること。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

当院は、下記の損害賠償責任保険に加入しています。

【保険会社名】 大分県医師保険サービスセンター（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）

【保険名】 医師損害賠償保険

12 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めるものとします。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

提供した居宅療養管理指導に係る利用者及び家族からの相談及び苦情を受け付けるための相談窓口を設置します。（下記に記す【事業者の窓口】のとおり）

【事業者の窓口】 医療法人秀明会 だいかく病院 事務局 事務長	所在地 大分県大分市下郡山の手2番18号 電話番号 097-569-8860 受付時間 9:00～17:30
【大分市の窓口】 大分市役所 長寿福祉課 【公的機関の窓口】 大分県国民健康保険団体連合会	電話番号 097-534-6111 電話番号 097-534-8475

確認及び同意書

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）のサービス提供開始に当たり、
重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

大分県大分市下郡山の手 2 番 18 号
医療法人 秀明会 だいかく病院

理事長 大角 崇史 ⑩

事業者から確かに、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）についての重要事
項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名 ⑩

代理人住所

代理人氏名 ⑩ 続柄 ()